

各 位

壬生町長 小菅 一弥

令和4年度のごみ収集について

早春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和4年度のごみ収集につきましては、右記の日程表により実施いたしますので、ごみを出す場合は、別添のチラシをよくご覧になり、ご協力くださるようお願いいたします。
なお、特に下記の点に注意して出してください。

記

- ◎ 次のものは収集しませんので、ごみステーションには出さないでください。
 - コンクリート破片、土、石、建設廃材、農業用廃ビニール、農薬の容器、浄化槽、設備機器など
 - スプリング入りマットレス、バッテリー、タイヤ、ガスボンベ、消火器
 - 塗料、シンナー、廃油、農薬、石油等の入っている缶やビン
 - 医療廃棄物（注射器など。詳細はお問い合わせください）
 - その他爆発や火災の原因となる危険なもの
 - テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン及びディスプレイ（家電販売店、メーカー等にお問い合わせください）
- ◎ ごみは、それぞれ正しく分け、透明または半透明の袋に入れ、決められた曜日の午前8時までに出してください（8時以降に出しますと、収集されない場合があります。）。
- ◎ スプレー缶は、必ず中身を出し切ってから穴をあけて出してください。
なお、中身を出す作業は風通しの良い屋外以外では絶対に行わないでください。
- ◎ プラスチック容器類は、30cm未満のものでも量が多い場合はもえないごみで出してください。
- ◎ 資源ごみのうち、チラシは、新聞紙と一緒にひもで結束して出してください。
- ◎ 木くず、板くず、枝などは、もえないごみで収集します。必ず一辺の長さを50cm以下に切って、ひもでしっかり結び、重さ20kg以下の束にして出してください。
- ◎ ペットボトルについて、つぶすのが困難な場合はそのまま出してもけっこうです。
- ◎ もえないごみのうち、ジュース、ビール、コーヒー、清涼飲料水などが入っていた缶（スチール缶、アルミ缶）は、直接リサイクルしますので、別の透明または半透明の袋に入れて出してください。
- ◎ 一度に多量（50kg以上）のごみが出た場合は、直接清掃センターに搬入してください（有料になります）。
- ◎ タンス、テーブル、ソファ等々の大型の家具は、直接清掃センターに搬入してください
- ◎ 祝日に関係なく収集いたします。（但し年末年始は除く、右記日程表参照）
- ◎ 商店・事業所・飲食店等、事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物はごみステーションには出せません。直接清掃センターに搬入するか、町の許可業者に依頼してください（有料になります）。

問い合わせ先

壬 生 町 清 掃 セ ン タ ー TEL 8 2 - 3 4 2 4
民 生 部 生 活 環 境 課 環 境 保 全 係 TEL 8 1 - 1 8 3 4

ごみ収集区域（自治会名）

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|
| 下表町 | 中表町 | 下横町 | 東下台 | 駅東 |
| | | | | |

収集曜日及び日程表（令和4年度）

※一部のごみステーションで収集日が異なる場合があります。ステーションの看板でご確認下さい。

| 名称 | もえるごみ | 資源ごみ |
|----|------------|--------|
| 曜日 | 毎週 月曜日・木曜日 | 毎週 火曜日 |

※ただし、12月31日から1月3日までの収集はありません。

| 名称 | もえないごみ | | ガラス・びん類 | |
|---------|-----------|----------|-----------|--------|
| 曜日 月 | 第1・第3 月曜日 | | 第1・第3 金曜日 | |
| 令和4年3月 | 7日（月） | 21日（月） | 4日（金） | 18日（金） |
| 4月 | 4日（月） | 18日（月） | 1日（金） | 15日（金） |
| 5月 | 2日（月） | 16日（月） | 6日（金） | 20日（金） |
| 6月 | 6日（月） | 20日（月） | 3日（金） | 17日（金） |
| 7月 | 4日（月） | 18日（月） | 1日（金） | 15日（金） |
| 8月 | 1日（月） | 15日（月） | 5日（金） | 19日（金） |
| 9月 | 5日（月） | 19日（月） | 2日（金） | 16日（金） |
| 10月 | 3日（月） | 17日（月） | 7日（金） | 21日（金） |
| 11月 | 7日（月） | 21日（月） | 4日（金） | 18日（金） |
| 12月 | 5日（月） | 19日（月） | 2日（金） | 16日（金） |
| 令和5年1月※ | 9日（第2月） | 23日（第4月） | 6日（金） | 20日（金） |
| 2月 | 6日（月） | 20日（月） | 3日（金） | 17日（金） |
| 3月 | 6日（月） | 20日（月） | 3日（金） | 17日（金） |

※ 年末年始休業のため、1月の収集日は通常と異なる場合があります。

・ごみステーションは、自治会等で管理されています。ご自身が出されるごみステーションの場所や利用方法は、お住まいの自治会の方や管理人等にご確認下さい。